

日行連発第 25 号  
令和 2 年 4 月 7 日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会  
会長 常住 豊  
国際・企業経營業務部  
部長 坪川 貞子

種苗法施行規則の一部を改正する省令及び  
農林水産省告示第 5 3 4 号の一部を改正する告示の施行について（周知）

令和 2 年 3 月 16 日付けで公布・施行された標記の件について、農林水産省食料産業局より周知依頼がありました。

については、下記の資料等をお送りしますので、会員への周知をお願いします。

## 記

### 1 送付物

- (1) 「種苗法施行規則の一部を改正する省令及び平成 20 年農林水産省告示第 534 号（種苗法第 2 条第 7 項の規定に基づく重要な形質を定める件）の一部を改正する告示の施行について（通知）」（令和 2 年 3 月 18 日付 農林水産省食料産業局長発 元食産第 5537 号）
- (2) 種苗法施行規則の一部を改正する省令の概要
- (3) 種苗法第二条第七項の規定の基づく重要な形質を定める件の一部を改正する告示の概要

### 2 参考ホームページ

- ・種苗法施行規則の一部を改正する省令等について（インターネット版官報）  
<http://kanpou.npb.go.jp/>

※号外（第 49 号／3 月 16 日発刊）に本件に関する記載があります。

### 3 その他

日行連ホームページの会員専用サイトでも周知いたします。

以上

元食産第5537号  
令和2年3月18日

日本行政書士会連合会会長 殿

農林水産省食料産業局長



種苗法施行規則の一部を改正する省令及び平成20年農林水産省告示第534号  
(種苗法第2条第7項の規定に基づく重要な形質を定める件)の一部を改正する  
告示の施行について (通知)

今般、種苗法施行規則の一部を改正する省令(令和2年農林水産省令第15号)及び種苗法第2条第7項の規定に基づく重要な形質を定める件の一部を改正する件(農林水産省告示第508号)が令和2年3月16日付けでそれぞれ公布・施行されました。

これらの改正内容については、別紙のとおりですので、関係者への周知について御配慮方よろしく申し上げます。

なお、貴管下県に対しては、貴職から通知していただくようお願いいたします。

問い合わせ先  
農林水産省食料産業局知的財産課  
電話：03-3502-8111(内線4301)  
担当：筒浦

## 種苗法施行規則の一部を改正する省令の概要

令和2年3月  
農林水産省  
食料産業局知的財産課

### 1 改正の趣旨

(1) 種苗法（平成10年法律第83号。以下「法」という。）第2条第7項において、農林水産大臣は農林水産省令で定める区分ごとに農林水産植物（以下「植物」という。）について品種登録の審査の指標となる重要な形質を定めることとしている。これを受けて、種苗法施行規則（平成10年農林水産省令第83号。以下「規則」という。）別表第1において、当該区分及び各区分に属する植物を定めている。

また、法第5条第1項において、品種登録を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、出願品種の属する植物の種類等を記載した願書を提出することとしている。これを受けて、規則別表第2において、当該「植物の種類」に係る学名及び和名を定めている。

(2) また、法第21条第3項において、農業を営む者の自家増殖に育成者権の効力が及ぶ植物を農林水産省令で定めることとしている。

### 2 改正の内容

(1) ア 植物について定める区分の追加等（規則別表第1関係）（別紙1）

新たに重要な形質を定める必要がある植物の種類に係る区分及び各区分に属する植物の追加や植物の変更等の改正。

また、新規に出願のあった植物のうち、我が国で多くの品種が流通しておらず、重要な形質を定めることが困難な植物について、審査の早期化を図るため、観賞樹について「その他観賞樹」、球根類について「その他球根類」、ラン類について「その他ラン類」、草花（球根類及びラン類を除く）について「その他草花（その他球根類及びその他ラン類を除く。）」の区分を設定。

イ 出願品種の属する植物の種類追加等（規則別表第2関係）（別紙1）

今般、新たな植物の品種登録出願があったこと等に対応するため、植物を新たに追加するほか、既に規定されている植物の学名又は和名の変更等の改正。

(2) 農業を営む者の自家増殖に育成者権の効力が及ぶ栄養繁殖植物の種類追加等（規則別表第3関係）（別紙2）

植物を新たに定めるほか、植物の学名又は和名の変更等の改正。

(3) 区分(和名)、農林水産植物(学名)及び備考欄における字句の修正（規則別表第1、第2及び第3）

### 3 施行期日

令和2年3月16日

(別紙1)

「重要な形質」を新設する区分

○ 新設される区分

	区 分
1	アンペロプシス グランドウロサ
2	ディスクディア ルスキフォリア
3	フィクス ナタレンシス
4	オオイタビ
5	オリーブ
6	メノマンネングサ
7	ハナセンナ
8	ウロクロア
9	その他観賞樹
10	その他球根類
11	その他ラン類
12	その他草花 (その他球根類及びその他ラン類を除く。)

(別紙2)

農業を営む者の自家増殖に育成者権の効力が及ぶ植物の種類

○ 新たに定める植物の種類

	植物の種類
1	ケアノツス属
2	ミツバ属
3	キンバラリア属
4	ヒゴタイ属
5	エウリオプス属
6	レケナウルティア(ハツコイソウ)属
7	ノボタン属
8	マツヨイグサ属
9	パロツティア属

種苗法第二条第七項の規定に基づく重要な形質を定める件  
の一部を改正する告示の概要

令和2年3月  
農林水産省  
食料産業局知的財産課

1 改正の趣旨

- (1) 種苗法（平成10年法律第83号）第2条第7項において、農林水産大臣は農林水産省令で定める農林水産植物（以下「植物」という。）の区分ごとに品種登録の審査の指標となる「重要な形質」を定め、これを公示することとしている。これを受けて、平成20年4月1日農林水産省告示第534号（種苗法第2条第7項の規定に基づく重要な形質を定める件）において、当該「重要な形質」を定めている。
- (2) 今般、
- ① 農林水産省令において、植物の区分を新たに定めることに伴い、当該区分ごとに、審査の指標となる重要な形質を定める必要があること
  - ② 既存の区分の重要な形質について、審査の運用結果を踏まえた見直しが必要であること
- から、本告示について所要の見直し。

2 改正の内容

- ① 農林水産省令で新たに定める12区分について重要な形質を新設。  
なお、「その他観賞樹」、「その他球根類」、「その他ラン類」、「その他草花（その他球根類及びその他ラン類を除く。）」については、当該区分内の植物の品種記述に対応可能となるよう設定。
- ② 審査の運用結果を踏まえて見直しが必要と認められる2区分の重要な形質について改正。
- ③ 区分の字句の修正

3 施行期日

令和2年3月16日